

一般財団法人つくば市国際交協会ホームページバナー広告掲載取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人つくば市国際交流協会(以下、「協会」という)のホームページ(以下、「HP」という。)へのバナー広告(以下、「広告」という。)掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 HPに掲載する広告の種類及び範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 協会の広報媒体として公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) その他、理事長がHPに掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告の掲載数は15個とし、協会が管理するHPに理事長が定める位置に掲載する。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 横150ピクセル、縦50ピクセル
 - (2) 20KB以内
 - (3) GIF、JPEG形式
- 2 申込者の希望により、テキスト(全角16文字以内)による掲載もできるものとする。
- 3 前項による掲示の際、文字フォント及び文字の大きさは協会が決めるものとし、申込者に断り無く変更する事ができるものとする。
- 4 1個に対するリンク先は1つとする。

(広告の掲載期間および掲載料)

第5条 広告の掲載期間および掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1ヶ年 20,000円(1個)
 - (2) 1ヶ月 2,000円(1個)
- 2 次の場合は広告料を減額することができる。
- (1) 同一の申込者で前項第1号かつ2個以上の申し込みがあったとき(総額の20%を割引)
 - (2) その他、申込者に対して減額することが相当と認めたとき

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は随時行う。

(広告掲載の申込み及び決定)

第7条 申込者は、協会所定の「ホームページ広告掲載申込書」(様式第1号)をダウンロードし、必要事項を記入し、提出しなければならない。

2 前項の申込みがあったときは、第2条に該当するかを審査のうえ、掲載の可否を「バナー

一「広告掲載通知書及び請求書」(様式第 2 号)にて通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 掲載可の決定を受けた申込者(以下、「広告主」という。)は、広告掲載開始日までに協会指定口座に広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、協会が指定する方法により広告主の負担で作成し、協会が指定する期日までに電子データで提出するものとする。

(広告の掲載期間の延長)

第10条 広告期間が満了となる場合は、広告主の申し出により広告期間を延長することができるものとする。なお、広告主は、広告期間延長に伴う広告掲載料を第5条、第8条に従って納付するものとする。

2 広告掲載期間中、協会の都合により HP を閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した日数に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告内容の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 理事長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、ホームページバナー広告掲載料返還決定書(様式第 3 号)にて通知するとともに、広告掲載料を返還する。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。